

広島地方裁判所委員会（第38回）議事概要

第1 開催日時

平成29年7月5日（水）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 阿部由貴子，大久保隆志，小西洋，佐々木和宏，寺尾昌幸，中川和思，平岡真，宮崎英一，山崎正数，横山繁夫（敬称略 五十音順）

[ゲストスピーカー] 福山正剛，渡邊直樹（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 松田事務局長，清家事務局次長，溝上民事首席書記官，吉田刑事首席書記官，神田総務課課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，▼ゲストスピーカー，◆説明者）

1 前回委員会では出された意見に対する検討，取組状況等別紙第1のとおり報告がなされた。

2 議事「法教育について」

裁判所から，法教育の意義につき説明を行った上で，現在裁判所，検察庁，弁護士会においてそれぞれ行っている取組に関する説明を行い，法教育の推進に関する意見交換が行われた（意見交換の内容は別紙第2のとおり）。

3 次回期日及びテーマ等について

平成30年2月6日（火）午後3時から，障害者差別解消法に関する取組について意見交換することとした。

(別紙第1)

◆：前回(2月2日(木))実施した委員会では、「ワーク・ライフ・バランスと女性職員の能力活用」をテーマに、「管理職員に登用したい女性職員には、どのような動機付けや対応が有効か」という事項について、委員の方々から貴重な御意見をいただきました。

いただいた御意見では、管理職選考に手を上げないのは、管理職員の仕事を知らないというのが障害になっている印象があり、裁判所が管理職員に対してどういうものを求めているかなど、管理職員の仕事を理解させる工夫の必要があるといった御意見、経験を積んだ職員が、部下を持ち、部下を育てていくのは当然の義務なので、そういったところをはっきりと示すことが大事であるといった御意見などがありました。また、管理職員になったら給料が上がるというよりは自己実現がもっとできるようになるということが分かれば、管理職員を志望する女性が増えるのではないかとといった御意見のほか、女性のみならず男性を含めた意識改革の必要性、女性の場合、あまり将来図を描けていないために、将来像が見える形で指導や育成を図る必要があるとし、それを管理職員になる直前の人に言ってもほとんど意味はなく、採用の段階からそういう教育をしないといけないのではないかとといった御意見など、多くの御意見をいただきました。

本件の課題への取組は、一朝一夕に効果が表れるものではありませんが、いただいた御意見を参考に、新採用職員を対象としたフレッシュセミナー、フォローアップセミナーという研修がありますが、この中で裁判所という組織の現状を説明しながら、キャリアプランを想像させ、自己のキャリアプランを意識するように仕向けるようにしたいと考えております。また、7年以上の書記官経験を持ついわゆる中堅職員を中心としたブラッシュアップ研修などもありますので、このような機会を含め、あらゆる機会を通じて発信していきたいと思っております。そのほか、女性職員のためのキャリア相談窓口、当庁ではキャリアアドバイザーに相談できる仕組みという言い方をしておりますが、これを更に充実させることも考えられるところです。今後とも、管理職員としての魅力を伝えるほか、超過勤務の削減や事務の効率化など職場環境の整備にも努め、さらに取組を継続していきたいと考えています。

以上

(別紙第2)

■：今、裁判所、検察庁、それから弁護士会から、法教育についてのいろいろな取り組み、あるいは法教育の目的や必要性という話が出ておりましたけれども、そういう話を踏まえていただいて、法教育の趣旨や目的、それから裁判所の特性の話もちょっと出てまいりましたけど、そういうものを踏まえて、裁判所としてどういう法教育ができるのか、あるいは今やっている法教育をどうすればいいのか、あるいはまたもっと別のやり方があるのかどうかというところについていろいろと御意見、それから御提案等があればというふうに思います。

また、質問も交えて御意見をいただければと思います。よろしく願いをいたします。

特に、対象は限定いたしませんので、お気付きのことを順次、ではお願いいたします。

●：ちょっと雑駁な感想で申しわけないんですけど、口火なので言わせていただきます。2つほど。

裁判所の関係、いろいろと御努力をされているということで、非常に感心、感動したわけですがけれども、どうも1つは刑事、とりわけ裁判員裁判との関係で法教育というのが出てきたという印象がすごく強くて、刑事に少し偏り過ぎているかなという印象を持ちました。もちろん重要な話ですから、それ自体は異論はないところですがけれども、国民が多分本当に関わる可能性があるのはもっと民事のほうが多いような気もしなくはないということもありまして、模擬裁判はもちろん刑事をされるようですがけれども、民事の場合も少し御検討される余地はあるのかなというふうには思いました。

ただ、心証形成の程度も違いますし、証拠関係も錯綜してしまっていて、どっちが本当か、そもそも分からないみたいなところが民事はあるのかなという気もするので、非常に難しいことは承知しておりますけれども、国民の関心を刑事にだけ向けさせて、それを法教育ですと言うのもやや違和感を感じたというところが1点です。

それから、第2点目ですがけれども、対象が主に小学校、中学校みたいな、ほかの機関もそのように聞いたのですけれども、高校生に取組を試みられたという報告が

裁判所からありまして、好評だったし、また貴重な意見ももらったということですので、こっちはむしろ拡張を積極的にされてはどうかなというふうな印象を持った次第です。

とりあえず口火ということで、以上2点、お話しさせていただきました。

■：ありがとうございます。

高校生が来たときは、どんな感想が出ていたんですか。

◆：裁判官にいろいろな質問をしていただいて、例えば1人殺すのと2人殺すのとで、死刑かどうかがなぜ違うのかという感じの結構難しい質問から、裁判官になりたいと思ったのは何ですかというような進路に関わるようなお話まで、いろんな幅広いお話をさせていただきました。それで、将来の選択肢というものが広がったというような感想や、書記官資格のある職員も同席いたしまして、私も書記官資格がありまして同席したんですけれども、書記官という選択肢も含めて、将来の職業選択の幅が広がったという感想であるとか、初めて書記官という職業を知りましたというふうな感想ももちろんありました。それから、初めて六法全書に触れてうれしかったというような話であるとか、法廷から見た景色がすごかったというものもありました。雑駁ですけど、そんな感じです。

■：弁護士会は、民事の関係では何かやっぴらっしゃるんでしょうか。

▼：刑事か民事かというくくりでは必ずしもなくて、いろんな題材をもとに考えてもらうという意味では刑事には限定してなくて、先ほどから御覧いただいているパンフレットにもルール作りとかあるんですけども、いろんな社会的な問題を通じて、公平とは何かとか、正義とは何かみたいなことを考えてもらうということをしていますので、例えばその中で、去年だったか、おとしだったかは、電車の中にベビーカーを持ち込むということについて、いろんな利害関係人がいて、それぞれいろんな利益、利害関係を持っている中で、そういう利益を調整するために、どういふふうにし合って調整していけばいいかみたいなことを話し合ったりということをして

しています。なので、そういった意味では、刑事だけではなく、もっと幅広くいろんな問題について考えてもらうということをしています。

だから、法律というよりは、法ということを考えてもらえればというふうに思っていますので、そういった具体的な法律より1つ上の抽象的なというか、そういう概念について勉強してもらう、考えてもらう、話し合ってもらおうという中で、必ずしもそういう正解のないところをいろいろ議論してもらっているというところで、ジュニアロースクールというものも今年で12回目ぐらいになるんですか、結構経験も蓄積されていて、教材もそろっていますので、どんなことをしたかな、ちょっと直ちに思い出せませんが、体育館の使用時間をいろんな強さも人数も特色もばらばらな各運動部が使用時間を譲り合って調整したりというようなこともしたり、そういうことを取り組んでいます。

■：ありがとうございます。小中学生だけではなくて、もう少し広げてはどうかと、こういう御意見もいただきました。

ほかの皆様方はいかがでございましょうか。

●：今回の分はどんな感じで自分の意見を言うかというのを悩んで、ちょっと的が合っていないかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

先ほど言われたのと多少近いのかもしれないんですが、会社で仕事をしていまして、1つ具体的に困ったところとか、最近のものを頭で思い出すと、当社は借り上げ社宅といって、アパートを会社が借り上げて社員に住まわせていると、そうすると隣人とのトラブルというのが結構まあまああるんですね。

最近のトラブルであると、自分のいびきがうるさいらしい、したがってそうすると壁を通じて隣の人にいびきが聞こえるから、隣人は夜にピンポンを鳴らして、嫌がらせまでではないですけど、うるさいからピンポンを何回か鳴らしたりとか、そういうふうなことがあって、壁を叩かれたりとかして、どうも隣人とのトラブルがあったと。

そうすると、借り上げ社宅で会社が契約しているものですから、どうしたらいいかというふうに相談があるんですが、こっちもそんなに経験もないし素人なのでど

うするか、本人は警察に行くけど、もちろん警察はそういう事件については多分関与されないというか、何か事件になっていないからということで、話は聞いてくれるけど余り相手にされない。

隣人とのトラブルで、殺人事件とか傷害事件まで行くと、これは分かりやすく、そこからあるんですけど、その手前ですよ。じゃ、具体的にはどっちかが退去するのかみたいなのが、会社としていろいろやっていたら困っている。

つまり、法の教育も、恐らく刑事事件で殺人とか傷害になると、これこれを取り上げられるんだけど、その1個手前の事件性じゃないですけど、非常に生活しにくいみたいな、そういうところが法律でそれをどう解決できるのかという術を、大人になっても私も含めて余りよく分からない。弁護士さんのところに行ったらお金を取られるんだらうとか思ったりして、大家さんに言ったら、大家さんも余り積極的ではない、法テラスに行ってみるか、一体どうすればいいのかみたいな解決糸口みたいなものが、小学校、中学校はあれかもしれませんが、もうちょっと身近にそういうものが教育を受けられて、積極的にそういう取組というか、解決の糸口が自分で見つけられるみたいな、そういうふうなものがあればなおいいな。多分、今でもあるんだと思うんですけど、見付けにくいというか、なかなか糸口が分からない。そういうことが1点、これは意見なのか分からないですけど。

もう一つ、漫然と思うのは、事件とかを見ていると、後先全く考えないから事件は起こるんでしょ、衝動的だから起こるんでしょけど、結局、裁判所の資料にもあるように、特色は思考型の教育であって、知識型ではないという、思考型、私は想像力が重要だと思うんですね。こんなことをしたら次にどうなって、自分の生活がこうなるということをもう少し想像力をかき立てられるような法教育があれば、犯罪を減らすのが目的なのかどうかはあれですけど、もう少し法律によって正しい生活ができるように思う。だから、想像力をかき立てるような、そういうものを入れてほしいなというようなことを思いながら聞いておりました。

以上2つでございます。

■：今の前の話などもあれですか、ルール作りの話という部分でも考えてはいけるんですかね。

▼：多分、具体的な法律知識を、今回であれば、どういう法律があったり、どういう仕組みがあって、それを適応するとどういふ解決になるのかという知識の話と、あと考え方というか、姿勢というか、価値観というか、そういう2つ切り口があると思うんです。

具体的な法律の知識とかいうところでいくと、例えば消費者教育とかいうのがあって、具体的な日々いろんな手口が現れる消費者被害について、こんなふうに対応しましょう、こういうふうなクーリングオフとか、そういうものがありますみたいな、そういう活動も例えば広島弁護士会はしています。

そうじゃなくて、具体的な人と人と、いろんな利益があって、いろんな立場があって、そういう中をどう調整していこうとか、その中で公平とか正義ってどういうふうに当てはまっていくんだらうみたいなところについては、我々の活動としてはさっき言ったルール作りとか、そういった中で提供して行って、活動しているというところがございます。答えになっているでしょうか。

■：解決するためにはこういう手続がありますということは、多分裁判所も説明していくことはできるのかなという感じがあるので、今のお話を参考に、どうしたらいいのか、少し考えていってみたいと思います。

ほかに御意見はいかがでございましょうか。どうぞ、それではお願いします。

●：裁判所も検察も色々な取組をされていますが、裁判所が現在行っている取組の中で、裁判所の見学受入れ、これがかなり効果的だと思うので、それをさらに充実させていくというのが1つの方策ではないかと思います。

テレビ局でも、見学受入れというのをやっています。これはCSR（企業の社会的責任）の一環で、小学生や中学生の見学を受け入れているのですが、実際に見学していただくことがメディアリテラシー（情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出して、その真偽を見抜いて活用する能力）にもかなり有用だと言われていますし、私もそのような感触を得ています。

テレビの画面では出演者やアナウンサーしか見えませんが、実際にテレビ局に来

てスタジオを見てもらうと、その後ろにはカメラマンやディレクターなどたくさんのスタッフがいて、1つの番組ができていくことがわかります。そういうことを見ることによって、本当に生身の人間が一生懸命やっているとか、これだったらひよっとしたら間違いもあるよなみたいなことが肌で感じるができるということがあります。それと同じようなことが裁判所の見学でもあると思うのです。実際に生身の人間がやっているところを見ることによって、それで全ての裁判のことが分かるということではないのですが、自分の立ち位置を知ることができるというか、裁判のことを知る取っかかりにはなると思います。というわけで裁判所見学を充実させていくのがいいのではないかと思います。

裁判所を見学される方は婦人会、ロータリークラブ、自衛隊や警察学校など、割とそういったところが多いというふうに聞きましたので、今後は対象をもっといろんなところに広げていくというのがいいのではないかなと思います。そして実際、見学に行ったとき、現役の裁判官やOBの方に本当の裁判をほうふつとさせるような自分の体験談を語っていただくと、より心に残るのではないかと思います。

それから、法教育というのはかなり敷居が高いような気がします。相当の予備知識がないと、模擬評議というのも面白くないと思うので、まずは関心を持ってもらうというところをスタートラインに据えるなどもっと敷居を下げるということをやったらどうかと思います。

例えば、映画やドラマで裁判のことがよく分かる作品を現役の裁判官が推薦するというのはどうでしょうか。一昨年の委員会で裁判官の方がNHKの「ジャッジ〜島の裁判官奮闘記〜」が非常にリアリティがあってよかった、検察官の方が「HERO」が出てから検察官の説明をしなくて済むようになったと言われていました。例えばサロンシネマとか八丁座などとコラボして、広島地方裁判所の裁判官お勧め映画を特集してもらうなど、エンターテインメントからアプローチするのも面白いのではないかと思います。

- ：ありがとうございます。確かに、「HERO」が出てから検察庁はすごく、「島の裁判所」はすぐに終わっちゃったので、裁判所はそういうところでは余りネタがないのかなというところがちょっと残念なんですけども、今のように、敷居を下げる

というのも大事なかなと思います。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

- ：県教育委員会では、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を平成26年12月に策定していきまして、知識ベースといういわゆる知識を教えていくという学びに加え、現在、知識を活用して、他者と協働して新しい価値を見出すような、そんな学び、要するに主体的な学びというのが必要ではないかということで、小・中・高等学校で現在進めているところです。

まさに、そういった主体的な学びというのは、法教育が目指す目的と非常にリンクをしていて、実際に今年度も8月に行っていただく教員研修等ではお世話になっているところです。

その中で2点ほど、1点目は、教員研修の場には、高等学校で言うと地理歴史、公民科の社会系の先生方は多く参加はしていますけれども、なかなか他教科というところで言うと、そういったお話を聞く機会も実際に先生方のところで少ないのかなというふうに思っています、実際に政治的教養の教育というのも学校で進んでいる中で、できれば教科を超えて、さまざまな先生方に情報を提供する場がないだろうかということで、教育委員会としても研修の場に例えば来ていただいて、お話を聞かせていただくという機会ができないだろうかというのが1点と、もう一つは、本来、子供たち、先ほども話がありましたが、高校生というのは本当に将来、実際に社会に出る前に、どのような生き方をしようかというところを考えていまして、今回、パワーポイントでいただいております3ページに、先ほど利害調整を行った上で結論を導くというプロセスの端緒に気付かせる作業というのは可能であるというふうに書かれていて、先ほど説明に、法的な思考に気付かせるというふうなことはでき得るのではないかというような御説明をいただきましたので、ぜひ具体的にプロセスの端緒に気付かせるような場面が高校生にとってイメージができるような、そういった取組というのが、本来はこちらに来ていただいて、高校生がそういう場面に接するというのが一番いいかとは思いますが、何せ県立学校は全県にありますので、できましたら訪問でも構わなければ来ていただいて、そういった場面というのが子供たちに機会が提供していただければありがたいなということで、2

点、お話をさせていただきました。以上です。

■：ありがとうございます。どうですか，訪問。

◆：個人的なところではあるんですけども，高校生の方々にこういう裁判とか法的な思考を養っていただく機会というものを積極的に提供していくというのは，まさに今回地裁委員会で法教育を取り上げた理由の1つでもございますので，積極的に訪問について検討をさせていただきたいと思っています。ぜひ，今後，具体的なところを詰めさせていただければ，ありがたいと思っています。

■：具体的にどういうことができるかというのは，またいろいろとお話をさせていただければと思うんですけども，検察庁，弁護士会はもちろんですが，裁判所も訪問させていただいて，裁判所が行うということになりますと，どちらかというところ，さっき刑事ばかりだという話が出ているんですけども，模擬裁判的なことをさせていただいて，結局，模擬裁判というのは，相手方の言うことをよく聞いて，事件なり事案なりというものがどういうものかというのを客観的な証拠に基づいて自分たちで考えて，そして自分たちの主張をどういうふうに組み立てるかを考えた上で，それを相手方とやり合うと。その結果として，事実の見方にもいろんな見方があるとか，考え方にもいろんな考え方があるんだと，それが今後調整につながっていくだろうと思うんですけども，そういうことも気付いていただけるというところもあると思いますので，得意わざと言えば得意わざなんですけども，そういうところも可能かとは思いますが，是非そういうところもやってみたいなというふうには考えております。ありがとうございます。どうぞ。

●：いろいろ考えさせられたんですけど，まず裁判なんですけど，子供が裁判を傍聴してはいけないという法律はあるんですか。

◆：特に，傍聴してはいけないとか，そういうのはありませんし，小中学生の皆さんに裁判所に来ていただいて，裁判傍聴をしていただくというプログラムもあります。

●：私が思うには、簡易裁判というのが太古からあった裁判と思うので、子供たちに少し簡易裁判を、静かにできるような子供の年齢になったら見てもらうのも1つ非常によいのではないかと考えています。法律はこういうことをやるのだなという、何か我々は法律というとな非常に難しく、時間が長くかかって、素人から見たら何が書いてあるかよく分からない判決文が出るという形なので、それは裁判の特殊なところだろうと思うのです。もう少し身近なことで、裁判官や弁護士が活動しているのを見てもらうのも1つ良いだろうと思います。もう一つ、我々は医師でありますので、医師法に非常に制限されているのですが、残念ながら、我々の時代の医学教育の中では医師法の教育というのとはなかったのです。

今盛んに問題になっている医師法21条、死体検案の問題です。異状死体も残念ながらうまく検案されず、そのまま病死になるという事実があることは問題ですが、これからどんどん在宅医療を進めるということが国の方針です。在宅医療をすると、当然在宅で亡くなる方がいるわけで、24時間以内に診察していないと、その場合は検案ということになると、在宅医療は敷居が高くなってしまいます。その緩和策をどうするかが今後の検討課題です。

それから、もう一つは、医療以外でもそうですが、いわゆる科学技術の進歩に法律が追いついていないというところがあるのだらうと思います。一番医学で問題になっていることは受精卵の取り扱いの問題でしょう。これは全然法律に書いていないので、幾ら学会が倫理規定を取り決めても、それは法律ではないのでやってしまった者勝ちの傾向があります。ES細胞もiPSも法律的にはまだ規制されていないのではないかと思います。サイエンティストはナンバー1を目指すというのがサイエンスのいいところであり、また悪いところなので、やった者勝ちというのはいけないと考えます。そこで、医師会としては「医の倫理」について考えるという冊子を全会員に配布するなどして倫理を重視して活動しています。

皆が倫理を守れば、そこには恐らく法律も入ってきて、法律にも守られていると理解して、医師会としては活動しています。ただ、昨日も「医の倫理」を読みながら話題になったことは、輸血をしてはいけないという信念を持たれている方が万が一大量出血で救急外来に来た際には、輸血を本当にしなくても良いのか、輸血をしなければ命が助からないが、したことで訴訟になり最高裁まで行くんだらうかと話

をしました。この輸血の問題は必ずしも倫理だけではうまく解決できないし、法律で決めることもできないでしょう。ではどう解決するのかということは、その場面になってみないとわからないというところではなかろうかなと思います。

医師会は倫理という課題を真摯に皆で考えてゆき、医の倫理に則った行動をしていけば、それは恐らく99%は法律的に間違いないことだろうという活動を続けております。以上です。

■：ありがとうございます。

●：言い忘れました。受精卵の問題も、結局、法律では規制できないですから、倫理問題で解決するしかないんだろうなというふうに今のところは思いますが、余り法律でがんじがらめにすると、今度は何もできなくなるというところもありますので、また難しいだろうと思います。でも、法律が今から考えて5年後に制定しても、そのときはサイエンスは先に行っているわけですから、なかなか難しいところだろうと思います。

■：ありがとうございます。今のお話は、道德と言ってもいいのかもしれませんが、法律と倫理のカバー領域がどうなっているのかとか、法律で強制すべき点はどこなのかとか、これもやはり法教育の一環になるわけで、どこまでが強制できるものかというところをきちっと区別して、道德と法律、あるいは倫理と法律というのを、また教育の場面でいけば理解してもらおうような形にしていかなきゃいけないと、こういうことになるんだろうなというふうに思います。ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

●：2つの立場で、意見ではないんですが、感想というレベルで、いつもすいません、前回も的外れなことを言ってしまったんですけども、また的外れなことを言うかもしれないんですが、御容赦いただいて、1つは、弊社は百貨店という立場で今回のお話を聞かせていただいたときに、法教育ということについて、今の裁判所であったり検察庁、弁護士会であったりとか、すばらしい取組だなと、つくづく感心して

聞いておりました。

言われたように、何か法ということになると非常にハードルが高くて、弊社においても何か問題が起こって、お客様とのトラブル、あと取引先との契約問題、あと賃貸借契約をしているところのオーナーさんとのトラブル、いろいろ起こるんですが、全てすぐ顧問弁護士先生のところに駆け込んで、こんなことがあるんです、どうしましょう、先生みたいな話で終始しているというのが現実です。

お客様とのトラブルなんかでも、お客様が私も営業の時代によく言われたのが、わしは親しい弁護士がおるんだぞというような、何か脅し文句みたいな、常套句みたいに使われたりして、何か怖い存在だったりとか、怖いと言ったらおかしいんですけども、そういうふうな何かそういうイメージがあるんですね。

ですから、感想としては、法ということについてのなぜかハードルというんですか、そういうのが高いなというのは実感しています。素晴らしいお取組をされているというのが印象です。

それと、もう一つの立場というのは、実は私の娘が小学校の教員をしまして、新米教員です。日々、愚痴を聞かされています。その中で、毎日、裁判をしているなというふうに今話を聞きながら思いました。子供がけんかをします。常に、低学年なので、けんかばかりみたいな感じで言っています。そこで、先生が2人の間に入って、何々君、何々ちゃんをいじめたでしょうみたいな、どっちが悪いの、反省しますかみたいなことを言ったりとか、そこに親御様が出てこられて、うちの子供をととか、そんなこと、先生という仕事が本当に大変なんだなというのを感じてはいましたけども、実際に家族の1人がそういう仕事に携わると、つくづく思っています。

学校でそういう、さっき教育も言われていましたけど、教員に何かを先生方が教えられるというよりも、このプログラムであったように、実際に教室で弁護士の方が話をされたりとか、検察官の方が話をされたりとか、さっきの高校生の質問があったというふうに言われましたけど、なぜ弁護士になられたのかとか、なぜ検察官になられたのか、何で裁判官になられたのか、そういう話が子供たちが生で聞けたらすごくいいなど。

そして、法律と言ったらまた難しくなるので、子供たちには決まりとかルールと

か、それなりの教室には教室の決まりがあるし、それを守らなかった、守っただとかいうことで先生は叱ったりするわけなので、それがどうしてそういうルールができていいのかとか、そういうことも考えてもらおうとか、感じてもらういいチャンスじゃないのかなと思います。

実際、自分が小学校のころに、小学時代を思い出して、そういうことがあったかなと思うと、皆無でした。うちの子供はなぜ教員になりたかったかという、お世話になった小学校3年のころの担任の先生に憧れて、中学校時代から先生を目指して頑張っ、夢が実現したんですけども、もし子供さんがあんな裁判官のおじさんみたいになりたいとか、弁護士のお兄さんみたいになりたいとか、さっきの「HERO」の話じゃないですけども、キムタクみたいになりたいとかいうようなことを少しでも思うきっかけとかチャンスとか、人気の職業といたら年々変わっているみたいですけども、野球選手だったりサッカー選手だったりとかあります。お医者さんになりたいとか、それで全部身近で会話をしたりとか、テレビでとか、経験できるからそういうふうに憧れを持って、なりたいというふうに思うんだと思うんですね。

先生と毎日接しているから、先生になりたいという生徒さんも多いというふうに聞いています。全てがそうではないとは思いますが、そういうきっかけとか、高校でという話もあったんですけども、高校というのはある程度、学力によってある程度仕分けもされているように思いますし、ある程度、生徒さんのほうも自分の将来というのを描けるころだと思わんですけど、小学校、中学校というのは本当に頑張って勉強して、じゃ何になるかとか、運動選手になりたいとか、それはそういう人もいますでしょうけども、いろんな可能性がある子供たちにそういうふうに体験をとらうんですか、間接的に教員を教育して、それを生徒に下ろすということではなくて、実際に仕事をされている方と生に接する機会が小学校教育でもっとあれば、もっと生徒さんたちの可能性とか、いろんなことが引き出せるのではないかなと、これも全くちょっと方向外れなことを言っているなと思うんですけども、つくづく思います。

もし、法教育のことで、私が小学校時代にそういうプログラムがあって接することができたら、もしかしたら今私は違う道で弁護士になっていたかもしれないなと、

学力がないので、勉強が嫌いだったのでそれはないと思うんですけども、でも学校教育というのは塾ではないといつも思っていますので、いろんな生徒さんの可能性、長所を引き出し、それをフォーカスしてあげて、あなたはこんなことに向いているよね、こんなふうに頑張ってみたらどうというようなことが、たくさんの選択肢というんですか、ただいい学校に行って、いい企業に就職するために、ブランド的に大学に入ったりとかいうことでは決してないと思うので、そこら辺が、法教育のいろいろなお話を聞いていますと、どんどんアプローチされているということはずごくいい取組なんだなというふうに感じました。

すいません、委員長、またちょっと的外れな。

■：ありがとうございます。

●：発言していませんので、ちょっと印象だけ。2つほど発言させてもらいます。

1つは、先ほど言われた糸口のことについて思いました。例えば、自分が経験したことのない病気になったときに、どうしたらいいのか、どの病院の何科に行けばいいのかわからない、それから例えば水道管が詰まったとき、どこへまず連絡していいかわからないと、そういうのもあるんだと思います。それと同じように、身近に紛争なりトラブルが起こったときに、まずどうしたらいいのかと、どこへ連絡を取ればいいのかという教育がもうちょっと、先ほど言われた趣旨とは違うかもしれませんが、そういう教育ももうちょっと必要なのかなと思いました。

弁護士としましては、お金を払って弁護士事務所へ来ていただければいいんですけど、調停だったら自分でできるとか、こういう手段があるというような教育も必要なのかなと思いました。

もう一つは、ちょっと長くなってしまいかもしれませんが、弁護士会でやっておりますジュニアロースクールというもの、中学生、高校生対象としていますが、非常に素晴らしいので、ぜひお勧めです。と言いましても、私が参加したのは10年前前でして、かなり進化しているようですが、10年前から良いものをしていました。

例えば、パンフレットにあります、さっきも出ましたルール作りのところの体育

館の使用時間、高等学校に体育館を使用するバスケット部、バレー部、卓球部、バドミントン部など、クラブ活動が幾つもあると。しかし、体育館は1つしかない。どうやって使うんだと。クラブの中には、大勢の人数の多いのもあるし、人数の少ないのもあると。全国大会に行くようなクラブもあれば、サークル程度のものもあると。それがエリアと時間を奪い合っていると。

生徒さんに分かれてもらうんですよね。あなたは卓球部、あなたはバスケット部、その中でまず自分たちの要求を決めてもらいました。そして、代表者が順次発表して、そして最後に調整するというようなやり方をやったと思うんですけど、まずクラブごとの話を見学してみますと、自分たちの主張じゃなくて、中立的な観点からこうすべきじゃないかという話し合いをしているんです。

だから、私がちょっと助言して、そういう調整は最後にやるから、とりあえず身勝手でもいいから、自分たちの主張をしていいんだよというふうに指導しましたら、発表のときは思い切りむちゃくちゃ身勝手なことを言っていましたけど、そういうふうに学校では自己主張する機会もないですから、極端に全然自己主張しないか、極端な主張をするのかということにもなってしまうんだと思います。

そういうまさに裁判所のレジユメにもあります思考型、社会参加型という教育をジュニアロースクールではやっていますので、だから法律の教育じゃなくて、法的な考え方の教育ですよ、このルール作りなんかはですね。

ちょっと手前みそで申しわけありませんが、時間もありませんので、こういうことをやっていますということをちょっと紹介させていただきました。以上です。

■：ありがとうございました。

検察庁から見て、裁判所の法教育はいかがでございましょうか。

●：いろいろやられているので、非常に私たちも勉強になりました。もし、御協力がいただければ、今後、先ほど県教委のほうからもありましたけれども、研修の場があるのであれば、こちらからも出向いていくことは幾らでも構いませんので、社会科の先生に限らず、子供さんと直接接することになる学校の先生に対して、法的な物の見方とか、ルールはどういうふうにするものかとか、あるいは私が特に教えた

いのはトラブル解決能力というか、個々の市民がトラブルにいろんな場面で大人になれば遭遇しますので、そのときに余り強く権利主張し過ぎると叩かれるし、言わない人が最近多いんですけど、ある程度言うことは言ったほうがいいし、そのさじ加減というんですか、自分の権利はちゃんと主張すべきだし、相手の権利もちゃんと聞いた上で、いいあんばいでトラブルを解決していく、ルールがあって、それを踏まえて解決していくというところを教えたいので、それは幾らでも協力させていただきたいと思いますし、できれば法曹三者で行ければいいかなとは思っています。

■：どうぞ。

▼：裁判所の法教育ということではないんですけど、弁護士会が裁判傍聴セミナーをしていて、ちょうど今年が終わったぐらいですか、大体5月、6月ぐらいにやっているんですけど、引率して刑事裁判を見て、終わった後に時々担当されていた裁判官が法壇から下りてきて、ざっくばらんにお話をしてもらったり、質問に答えてもらったりというのがあって、あれがすごく引率している僕らもうれしいですし、多分、見に来ている大学生だったり高校生だったりもいますけど、すごくうれしいし、印象に残っているだろうなというふうに思いますし、アンケートでもそういう結果がありますので、もしそういう裁判所の中で話題になることがありましたら、あれはとてもすばらしい試みというか、協力いただいているなというふうに思いましたというのが1点と、あと、さっきどなたかのお話の中で、子供たちに直接、我々が職業人としていろんなお話をする機会の話があって、私、弁護士会でも職場体験学習とかジュニアロースクールとか、そういう場で、中学生、高校生が対象なことが多いですけども、いろんなお話をすることがあります。

そういうときには、弁護士とはこういう仕事だよとかいうこともお話をしますし、職業人としてお仕事についてどう考えているかとか、例えば今から振り返って、中学生、高校生のときにどういうことをしておけばよかったとかいうお話も結構ざっくばらんにしていて、そういうとき僕らの立場というのは、それが全員の心には響かないかもしれないですけども、例えばお話を聞いてくれている何人かでもそういう何か胸に響いてくれればいいなとか、そういう策かどうかわからないけど、種を

いろんな子供たちにまくような、そんなイメージでいろんな話をしています。

僕らは余り小学生を対象にすることはなくて、小学生を対象にされている場合、どんなふうになっているんだろうと、ちょっと興味があるんですけども、多分小学生でもそういう基本的に感じてもらいたいことは一緒ですし、きっと感じてくれる子も中にはいると思うんですけど、弁護士なり裁判官、検察官が直接お話をする機会というのはあったらきっといいんだろうなということを思います。

僕も、自分が子供のときはそういう機会は全くなくて、そういう職業とか仕事について考える機会とか余りなくて、例えば中学校のときに何か将来について考えてみようみたいな機会はあったんですけど、そんな大人の世界の仕事について触れる機会ってないので、僕が覚えているのは、学校の先生になりたい、理由は夏休みがあるからですみたいな、そんな何かとんちんかんなお話を発表した覚えがあるんです。

だから、今、例えば中高生が、弁護士とかも含めて、いろんなところに職業体験に行っている、いろんなお話を生で聞けるといのはすごくいい機会だと思うし、そういう機会は僕らも弁護士会としてなるべくたくさん提供できればなというふうに思っています。

ここから質問なんですけど、小学生を相手にされることがあるんですね。どういうふうに、何か工夫されている点とか、何か気を付ける点とか、もし何かあれば教えてもらえればなというふうに思います。

- ◆：できるだけ優しい言葉というか、全員に響くかどうか分からないというのはまさにおっしゃるとおりでして、わけも分からず遠足で連れてこられましたみたいな感じの小学生の方も多いので、全員が全員、こっちの言うことがそのまますっと入るかなというのは分からないですけども、例えば君たちの学校には廊下を走っちゃいけないというルールがあるよね、そのルールがあるのは何でなのかな、ぶつかったら痛いよね、落ちついて歩いていくことによって、自分も痛くない、お友達も痛くない、だからルールっていうのがあるんだよ、ルールって何かをやりたいからあるものなんだよというようなことを、できるだけ平易な言葉でお伝えするようにしていますし、自分の生活に引き寄せて考えることができるような伝え方を心掛ける

ようにはしています。

- ：一通り御意見をお聞きしたんですけれども、御意見でやっぱり多かったのは、1つは対象をもうちょっと考えたほうがいいのではないかとということで、裁判所としては大体小学生、中学生対象が、もちろん成人した大人の方を対象にするものも年に2回ぐらいはやっているということなんですけれども、もうちょっと対象を考えたいほうがいいのではないかと御意見。

それから、もう一つは内容ですか、刑事だけじゃなくて、民事も考えてみたらどうかとか、あるいは見学の受け入れがあるのであれば、それをさらに充実させたらどうかという御意見。

あるいは、簡易な裁判ということなので、多分1回で終わるような事件を想定されているんだろうと思いますけど、そういうものを見る機会というのをもっと増やして試してみてもどうかというような御意見もいただいているところなんですけど、実際にそういうことをするには裁判所としてどうしていったらいいとか、あるいは裁判所としていろいろとイベントも打たせていただいています、子供の模擬裁判、夏休み子ども見学会という形で、これは小学生、中学生対象の模擬裁判が主としたものなんですけども、これはありがたいことに募集が始まるとすぐに満杯になるわけなんですけれども、比較的大人向けの「ひろしまの裁判所の日」はゆとりがある状況にあるということもあるので、そういうようにやっていることをどういう形で広げていったらいいのかという辺りも、実際、恐らく皆様方も今日お聞きになって、裁判所が法教育しているというのを場合によっては初めてお聞きになった方もいらっしゃるんじゃないかとということで、発信能力がちょっと低いというところもあるんですけれども、そういうところもどうしたらいいかというような辺りもちょっと問題点としてあるのかなというふうに考えてはいるんですけれども、今いただいたような御意見を実現するために、もう一つこんなことをしていったらいいんじゃないかというような御意見があれば、さらにお伺いできればと思うんですが、いかがでございましょうか。

- ：高校生の話、裁判所の方も応相談ということで書いてある。多分、向こうから言

ってきたらやりますみたいな印象を私は持ったのですけれども、それはちょっと裁判所的過ぎるような感じが個人的にはするのですよね。今、市役所とかも出前講座とかと称して、自分で結構行ってやっているみたいですし、高校に出向いていけるかどうか分かりませんが、時間の関係もある、いろいろ問題はあると思うのですけれども、コンタクトをとって、何か積極的に少し動いてみる余地はあるのかなというふうな印象は持ちました。以上、感想です。

●：先ほどおっしゃったトラブル解決能力、これは子供に限らず、大人でも十分つける必要があろうかと思うんです。例えば、まさに先ほどおっしゃったいびきの問題、いいところに住んでいけばいいんですけど、決して皆さんが壁の厚いところに住んでいるわけではないので、非常に身近なトラブルの問題ですし、確かにこういうのを患者さんから相談されたら、お金があつたらもうちょっと良いところに転居すればいいのですが、現実的には難しい。そういう解決能力が少し大人も付けられるような何か法教育ができると、大人も関心を持ってくれるのかなと思ったりします。テレビでやっている身近な法律相談とかいうのは決して身近ではない問題が多いので、実際、いびきの問題なんてどう解決すれば良いのでしょうか。

●：いびきの問題は、結局、転居するかどうかということになって、一旦、私どもの社員が転居するという事に決めたんですけど、落ちどころがすごく面白くて、一旦耳栓をするから様子を見ますみたいな形になって、まだ転居はしていないんですね。何か、そこが落としどころかみたいなのところに落ちちゃったんですけど、ただ緊迫したときはどうすればいいんだみたいな、そんなことになって、もめてしまうと、本当に一旦こじれると何か変なことになるので、私のところに相談が来るわけですよね。私もどうしようかなと、そんなことを思ったところです。

1つ最後に、これはお願いにもなるんですけど、何か法教育っていったら、小さい子供から成年に差しかかる対象に対して、法教育といったら、何かすいません、私の偏見かもしれないですけども、弁護士さんになるとか、裁判所に勤めるとか、検察官になるとか、そんなイメージなのかなと思ったんですけど、うちの会社にも法務部、法務を担当している、契約戦略であるとか、特許戦略とか、そういうとこ

ろは企業として肝になっていて、法務担当者というのは今需要が高いというか、雇用価値が高いというか、そういうことにもなっています。

もう一つ、法律ということじゃないんですけど、知的財産の関係、知的財産部というのがあります。こういった知的財産戦略についても非常に日本はまだまだ遅れているんじゃないかと、ちょっと素人ながら思うので、そういう道もたくさん法律に関わる仕事ってあるんだよということをPRしていただけたら、20年後ぐらいには当社にも入ってくれるんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

- ：法教育について、私ども報道機関に何ができるか、いろいろ考えてみました。司法の意義・役割というのは、社会正義を実現して、人々の安全・安心な暮らしを守るということが、一番の大きな役割だと思います。そういったことを理解してもらうためにニュースで取り上げるということができないかと思っています。

これまでにない新しいことをやる、また多くの人に関心を持っていることをやるとニュースになります。例えば現役の裁判官が裁判所を飛び出して、子供の貧困や、ネット犯罪の現状など、これまでは余り考えられなかった新しい社会の動向について勉強する。「広島地方裁判所の裁判官が広島市内の子供食堂を視察する」といったら、テレビ局や新聞社の記者やデスクはちょっとこれは面白いなと思って、多分取材すると思います裁判所は基本的に受け身というのもあるし、余り変わっちゃいけないというのが裁判所の大きな特徴だと思います。しかし、社会は常に変化しています。激動する社会とともに裁判所も頑張っているんだよという、何か健気に頑張っている姿を見てもらうというのが多くの人に関心を持ってもらう1つの入り口になるかなという気がしています。偉そうな言い方になってしまい、すみません。

- ：ありがとうございます。いかにも裁判所的というのは、恐らく受け身というところが出てきているんだろうと思うんですね。裁判所は事件を訴えられて判断するので、そういうところで全て受け身になっているのかもしれませんが、今、御指摘もありましたとおり、応相談は確かにまだ改善の余地があるだろうと思うので、どこまで積極的にやるかというのはともかくとして、1つのプランを立ててみるという選択肢はあるのかなというふうに思います。

あと、裁判官が食堂へ行くとニュースになるなら、やってみたいなと思ったんですけど。今までやっているような模擬裁判をやっていますとか、そんなのじゃ、やっぱりだめなわけですよ。

- ：最後に1点だけ、こういうことを言うのがいいのか悪いのか、よく分からないんですけど、裁判所が敷居が高いというのは、裁判所のほうに下りてきていただくような努力はしていただく、それはそれで僕は重要だと思うのですが、裁判所は権威でなければいけないという部分があると思うんですよ。だから、みんな従うという、その一線は踏み越えていただきたくないというのがお願いです。

これは、利益バランスとか利益考慮、どうバランスを取るかという問題だと思うんですけど、踏み越えてはいけない一線というのは裁判所にはやっぱりあると思っていますので、そこは重要なことではないかなという点だけ付加させていただければと思います。

- ：すいません、私、言い過ぎました。やはりそういった権威というのが大事だと思いますので、それはしっかり保った上でやっていただければと思います。本当にそのとおりだと思います。

- ：委員に任命していただいて、予習しときなさいよということで、あれはいただいたでいいんでしょうか、DVD、あれを見させていただいて、裁判員裁判のことについて、すごく分かりやすく、興味を持って見ることができました。それまでは、本当に裁判員制度というものについて理解できないというか、法について勉強もしたこともない者が選ばれて、人を裁くなんてという一般的な考え方の私も1人でしたが、あのDVDを見させていただいて、こういう形で裁判に携わっていくんだというのをすごく強く印象に残っています。

ですから、ああいう媒体を学校教育の中であったりとか、いろんな場面で、先ほど映画の話もあったんですけど、興行的になると、いろんな演出が加わってくると思うので、ああいうDVDであれば、本当に裁判長の方が言われる言葉も重たいですし、本当にそれぞれの仕事を持たれた人たちが集まって意見を交わして、皆さん

最初は、やいのやいのみたいな感じが、それではいけないんだというような自分の主張もそれぞれされるようになったりとか、すごく分かりやすくうまく構成されているというふうに思いました。

ですから、ああいうものを1人でも多くの方に見ていただけるような機会があれば、非常にいいことではないのかなというふうに個人的に思っていました。以上です。

■：やっぱり広報が下手ということですよ。どうぞ。

●：今、広報が出ましたけど、レジュメでは①、②、4つぐらいやられていると思うんですけど、広報はどのような対象にどのような方法でされているのでしょうか。

◆：叩かれるのを承知なんですけど、基本的に受け身なのです。なので、向こうが申し込んできてくれるのを待っている態勢で、申し込みを促進するために、ホームページなんかには出したり、子ども見学会なんかは市の広報紙などに掲載依頼をしたり、そのほか、中学校の見学会のほうが新しい取り組みのせいか、去年の初動がいま一つだったので、今年はポスターを学校に送ってみたり、市の教育委員会のほうに声掛けをして、市立中学校への声掛けに向けた打ち込みを試してみたりというようなところまではやっちはいるんですけども、申し込んでくださいというところを一人一人に十分お願いできているかというところ、そうではないという状況です。

●：もしかすると、釈迦に説法というか、私は法教育のことについて、実は正直なところ1回も参加をした機会がないので、今の現状が分からないので的外れしているかもしれません。もちろん企業から来たので、企業的な立場で意見を言わせていただきたいと思います。

当社は医療器具の製造販売の会社で、2次感染を起こしたりとか、使い捨てのディスプレイの容器がなかった時代に、患者さんを何とか助けたいけど、どうしてもまた病気になっちゃって、命を落とすというところを何とかしないといけないということで、創業した会社なんです。

それで、2年ぐらい前に、50年を機会にもう一回創業精神を洗い直そうということで、社員にみんなこういうカードを持たせています。何がしたいかという、当社の企業理念は何なのかとか、当社に入って一体何を實現するために働いているんですかと、同じベクトルを持っていますかと、そういうことを言い続けて刷り込んで、ベクトルを合わせていくという一面もあります。やや形から入ってやるというのもあるんですね。

私が言いたいことは、いわゆるビジョンみたいなものですよね。つまり、今から法に触れていく仕事というのは、一体あなたにとって、地域にとって、社会にとって、何に役立って、何を目標そうというところをはっきり言葉として伝え示してあげることで、恐らく何か刷り込まれると思うんですね。刷り込まれたことが、多分二十になるとかいうときに、自分は何をしようかと、それが残っていくんじゃないかというふうに思います。

そういうところを刷り込み教育といいますか、そういうのもあっていいんじゃないかなというふうに思います。ビジョンめいたものです。

■：広報から、その取り組みから、いろいろとお話をいただいたところということになりますが、法教育、ターゲットをどこにするかというところで、ターゲットというか対象ですね、学校ということになりますと、教員の皆様との協力関係ということになることから、基本的に学校とタイアップして協力させていただくことになるわけですが、法教育も先ほど出ていたとおり、何も子供だけじゃなくて、大人というところもあるわけで、大人の人を対象として、今、裁判所の日をやっているんですけども、ほかに何か考えられるようなことはあるかという辺りはいかがでしょうか、大人に対して。これは逆に言うと、できるかできないかはともかくとして、かなり間口は広く動ける部分でもあるのかなとは思いますが。そこはあれですかね、今やっているような取り組み以上のものは余り。どうぞ。

●：全くの思いつきなんですけど、インターンシップなんかいかがですか。もうあるんですかね、インターンシップとか。

◆：裁判所のほうでは、昨年、家庭裁判所調査官という職種があるんですが、それを体験する夏のインターンシップを始めました。あと、今年の夏からは、裁判所事務官の総合職としてのインターンシップを最高裁において行っております。総合職のインターンシップも調査官も最高裁判所でやっている企画で、広島地裁でやっている企画ではございません。

■：職場体験はインターンシップと言え言えるのかな。やはり仕事の内容を見てもらうという意味でのインターンシップは、今のところ、中学生の何校か来ていただいて、これは検察庁、弁護士会と話をさせていただきながらやらせていただいているところなんですけど、ただそれほど多いというわけではないので、そういうところも少し考えていってみたいなというふうに思います。

ほかはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。長時間にわたって、いろいろと貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

以 上